2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の勤続年数を計算する場合について準用する。

第七十条第一項中「第三十条第四項第一号（退職所得控除額の特例）」を「第三十条第五項第一号（退職所得）」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号ロ」を「第六十九条第一項第一号ロ（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）」に改め、「この条」の下に「から第七十一条の二（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）まで」を加え、「前条第一項各号」を「第六十九条第一項各号」に改め、同項第二号中「前条第一項各号」を「第六十九条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号」を「第六十九条第一項第二号」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第七十一条中「第三十条第四項第三号（退職所得控除額の特例）」を「第三十条第五項第三号（退職所得）」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）

第七十一条の二　その年中に特定役員退職手当等（法第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この条において同じ。）と一般退職手当等（特定役員退職手当等以外の退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額（その年中の一般退職手当等の収入金額が第二号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を第一号に掲げる金額から控除した残額）とする。

一　その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。次号において同じ。）を控除した残額

イ　四十万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

二　その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（法第三十条第二項に規定する退職所得控除額から特定役員退職所得控除額（前号の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該収入金額）を控除した残額をいう。）を控除した残額の二分の一に相当する金額

2　前項に規定する特定役員等勤続年数とは、特定役員等勤続期間（特定役員退職手当等につき第六十九条第一項第一号及び第三号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）の規定により計算した期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。）により計算した年数をいい、前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間（一般退職手当等につき同条第一項各号の規定により計算した期間をいう。）とが重複している期間により計算した年数をいう。

3　第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する特定役員等勤続年数又は重複勤続年数を計算する場合について準用する。

4　法第三十条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときの第一項第一号に規定する特定役員退職所得控除額は、同号の合計額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一　第七十条第一項第一号（退職所得控除額の計算の特例）に規定する前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合　特定役員等勤続期間のうち当該前に支払を受けた退職手当等（特定役員退職手当等に該当するものに限る。）に係る期間を基礎として同号の規定により計算した金額

二　特定役員等勤続期間の全部又は一部が第七十条第一項第二号に規定する前の勤続期間等と重複している場合　その重複している期間を基礎として同号の規定により計算した金額

5　調整後勤続期間のうちに五年以下の役員等勤続期間と当該役員等勤続期間以外の期間がある退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等は、次に掲げる退職手当等から成るものとする。

一　退職手当等の金額から次号に掲げる金額を控除した残額に相当する特定役員退職手当等として相当と認められる金額に相当する一般退職手当等

二　役員等勤続期間以外の期間を基礎として、他の使用人に対する退職給与の支給の水準等を勘案

6　前項の規定の適用がある場合には、同項の退職手当等の支払を受ける場合は、その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合とみなして、第一項の規定を適用する。

第八十九条第四号中「又は成田国際空港株式会社」を「、成田国際空港株式会社又は新関西国際空港株式会社」に改める。

第百六十七条の三に次の二項を加える。

5　法第五十七条の二第二項第六号イに規定する政令で定める図書は、次に掲げる図書であつて職務に関連するものとする。

一　書籍

二　新聞、雑誌その他の定期刊行物

三　前二号に掲げるもののほか、不特定多数の者に販売することを目的として発行される図書

6　法第五十七条の二第二項第六号イに規定する政令で定める衣服は、次に掲げる衣服であつて勤務場所において着用することが必要とされるものとする。

一　制服

二　事務服

三　作業服

四　前三号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第二項に規定する給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服

第百六十七条の四各号を次のように改める。

一　法第五十七条の二第二項各号に掲げるそれぞれの支出につきその支出の内容、相手方の氏名又は名称、年月日及び金額並びに当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補塡される部分があり、かつ、その補塡される部分につき所得税が課されない場合における当該補塡される部分の金額

二　次に掲げる支出の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第五十七条の二第二項第一号に掲げる支出　同号に規定する通勤の経路及び方法

ロ　法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出　同号に規定する転任の前後の勤務する場所及び住所（住所がない場合には居所）

ハ　法第五十七条の二第二項第三号に掲げる支出　同号に規定する研修の内容

ニ　法第五十七条の二第二項第四号に掲げる支出　同号に規定する人の資格の内容

ホ　法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出　同号に規定するその者の勤務する場所又は居所とその者の配偶者その他の親族が居住する場所

ヘ　法第五十七条の二第二項第六号イに掲げる支出　同号イに規定する図書の内容又は同号イに規定する衣服の種類

ト　法第五十七条の二第二項第六号ロに掲げる支出　同号ロに規定する接待、供応、贈答その他これらに類する行為の相手方の氏名又は名称及び当該相手方との関係

三　その他参考となるべき事項

第百六十七条の五第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第二百七条に次の一号を加える。

七　介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項（定義）に規定する喀痰（かくたん）吸引等又は同法附則第三条第一項（認定特定行為業務従事者に係る特例）に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為

第二百九十二条第一項第二号中「掲げる」を「定める」に改める。

第三百十九条の三を第三百十九条の三の二とし、第四編第一章の二中同条の前に次の一条を加える。

（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）

第三百十九条の三　法第二百一条第一項第二号ハ（徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額（第二号に規定する一般退職手当等の金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を第一号に掲げる金額から控除した残額）とする。

一　法第二百一条第一項第一号イに規定する特定役員退職手当等の金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額

二　法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等の金額から一般退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額